

千葉県入札監視委員会平成18年度第2回定例会議 審議概要

| | | |
|----------------------|---|---|
| 開催日及び場所 | 平成19年1月29日(月) 千葉県文書館6階多目的ホール | |
| 委員 | 小野 理恵(千葉大学大学院人文社会科学研究所助教授) 高橋 彌(千葉工業大学非常勤教授) ○服部 岑生(元千葉大学大学院教授) 藤井 一(弁護士) ◎丸山 英氣(中央大学法科大学院教授) (敬称略・五十音順) ◎委員長 ○ 委員長代理 | |
| 審議対象期間 | 平成18年4月1日～平成18年9月30日 | |
| 審議案件 | 7件 | (備考) 1 審議期間中に6件の指名停止措置を講じたことを報告しました。 2 平成18年度、114件の電子入札を審議対象期間に執行したことを報告しました。 3 総合評価落札方式について審議対象期間の1件について、概要説明をしました。 |
| 一般競争 | 1件 | |
| 公募型指名 | 1件 | |
| 指名競争 | 4件 | |
| 随意契約 | 1件 | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | 回 答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による建議の内容 | なし | |

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>1 一般競争入札 【千葉県防災行政無線再整備工事(その1)】</p> <p>◇ 資格要件のうち、「本工事の設計業務等の受託者と資本若しくは人事面で関連がある建設業者でないこと」を付したのはなぜか。</p> <p>◇ 落札率はいくらか。</p> <p>◇ 設計はどこが受託したのか。また、何社が参加し、落札額はいくらだったのか。</p> <p>◇ 設計の良否については、どのように判断しているのか。</p> <p>(意見) 建築士の最近起きたごまかしは、チェックができない体制という不備によるものと思う。</p> <p>◇ 成果品のチェックについて、チェック体制はないのか。</p> <p>(意見) 先端技術において、一般の職員より企業の能力が上回っている。技術や価格の乖離について、どうやってチェックしたら適当であるかというのは大きな問題である。 また、県職員の技術の研鑽も重要な課題である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 工事等の設計業務の受託者と関連のある工事業者の場合には、工事の実設計内容、工事概算設計金額等入手し、他の工事業者と比較し、入札に関して有利になる可能性があるため、これを排除する資格要件としました。 • 95.3%です。 • 設計は、(財)日本消防設備安全センターであります。参加業者は8社で、落札額は18,323,000円です。 • 設計内容のチェックについては、当課の技術職員が行っております。当課の技術職員には、第1期整備、前回の再整備等を経験している者もいるため、万全のチェック体制と考えています。 • チェック機関はありませんが、当課の技術職員が行っております。当課の技術職員には、専門性の高い職員を配置しており、第1期整備、前回の再整備等を経験している者や、また日常の維持管理も行っているため、無線設備には、皆、習熟しており、万全のチェック体制と考えています。 |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>◇ 本工事は、どこの会社でもできるものか。</p> <p>2 公募型指名競争入札 【木更津港海岸高潮対策工事(吾妻水門扉体及び開閉装置製作・据付工)】</p> <p>◇ 応募したが指名停止により指名されなかった業者1者とはどこか。</p> <p>◇ 参加業者全てが調査基準価格以下の低価格で入札しているが、積算が高すぎるのではないか。</p> <p>◇ 請負者は、95%の落札率で請け負っている別の工事もあることから、千葉県での実績が欲しいから低価格で応札したと言うのは当たらないのではないか。</p> <p>◇ 低入札価格の調査は本当にできるのか。立証責任を業者に負担させないのはおかしいと思う。また裏づけ資料の提出はないのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 本工事の入札には、(株)東芝と、日本電気(株)が参加しました。本工事の無線機器は、全国の自治体で共同利用している自治体衛星通信機構が運営する地域衛星通信ネットワークのための無線機器で、これの規格は同機構が制定している基本設計を千葉県用に改編したものであり、どの無線機器製造者でも製作可能なものとなっています。 • J E Fエンジニアリング(株)です。 • 積算は、国土交通省の歩掛かりを使用しており、積算は適切であると考えています。また、どの入札者も材料費等は県積算とほぼ同じであります。 • 請負者からは、「工事实績の他に、今回の工事は高度な技術を要する工事であり、今回の受注は他の工事の資格条件に反映されることも考えられることから、この工事を受注したいと考えた。」という説明でありました。 • 業者側からの資料で調査をしている。裏づけ資料の提出はこれまでありません。また、国も同様に裏づけ資料の提出は求めていませんでした。 |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|---|
| <p>3 指名競争入札 【市川市相之川1丁目20番地先外3ヶ所配水管整備工事】</p> <p>◇ 落札率が98%となっているが、競争原理からすると疑問はないのか。</p> <p>◇ 事前に談合情報が寄せられたものはあるか。</p> <p>◇ 談合の通報があった場合の対応はどういうものか。</p> <p>◇ 匿名だと相手にしないのか。</p> <p>◇ 指名業者は8社としているが、理由は何か。また全国知事会では、一般競争入札を1千万円以上の工事のものを対象に検討されているが、千葉県は対応できるのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札率98%は業者間の競争の結果だと考えております。浦安地区の平均落札率は98%で、浦安地区は、水場が多く安全対策に重点を置くためこの落札率になっていると思われれます。なお、工事予定金額は、当局積算基準及び統一単価に基づき適正に行っております。 ・ 本工事ではありませんが、昨年6月に匿名による情報がありました。 ・ 談合情報対応マニュアルに基づき処理をし調査を開始します。なお、この案件については、匿名であり、相手方の特定ができなかったため、マニュアルから調査に値しないと判断しました。入札に際しては誓約書及び5千万円以上の工事に義務付けられている工事費内訳書を提示させ、内容を精査し問題が無いことを確認して入札を執行したものであります。 ・ 事実確認がつかめないため、調査に値しないということです。関係業者には指導をします。 ・ 本工事の場合、水道局建設工事等指名業者選定基準により、8社以上となっていることから事務の簡素化を考慮し、最低の8社を選定したものであります。 |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|---|
| <p>4 指名競争入札 【幕張A地区 住宅地公園緑地整備工事(打瀬1丁目その2)】</p> <p>◇ 設計に当たり、国や県の基準はあるのか。</p> <p>◇ 管内にAランク業者は何社あるのか。その中からランダムに8社に絞ったのか。</p> <p>◇ 設計委託時の指名業者は何社か。また、設計業者と関係のある工事業者はどのように排除するのか。</p> <p>◇ 応札価格に差が無いように思うが、積算に当たって工夫して差が出る要素はあるのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 一般競争入札については、事務量を含め検討しないとイケないが、透明性を高めることから事務処理の工夫を凝らしていくことも必要になってくるのではないかと思います。 • 積算は県の歩掛を使用しています。 • 千葉建設事務所管内でAランク業者の57社から選定しています。 (内訳) 千葉地域整備センター管内 34社 葛南地域整備センター管内 12社 市原整備事務所管内 4社 君津地域整備センター管内 7社 <p>この中から完成工事高が設計金額以上の業者と土木一式にも登録している業者で絞ると、6割程度になりました。そこから営業実績等を考慮して8社を指名しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 設計委託時の指名業者は6社でした。当工事は、公募型指名競争入札と異なり、通常型指名競争入札のため設計業者と工事業者の関係は、事前に把握できるので関係のある工事業者は指名しません。 • 主体となる工種が土工25%、擁壁工が45%であり、主体となる工種が得意かどうかで価格に差が出ると思われます。 |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|---|
| <p>5 指名競争入札 【千葉県立銚子高等学校(再編)第1屋内運動場解体工事】</p> <p>◇ 業者選定の指名理由で、「工事発注基準に対する特例によりB等級格付けされている業者も指名」とあるが特例とは何か。</p> <p>◇ 落札者の等級は何か。</p> <p>◇ 「解体工事業共同組合員の中から指名した」とあるが、解体工事業共同組合に加入している業者でないと指名の対象にならないのか。</p> <p>6 指名競争入札 【香取警察署東庄交番新築工事】</p> <p>◇ 一般住宅の建築費と比較し高いと思われるが、高い要因は何か。また、応札者が十数万円単位で前後しているのはどう考えるか。</p> <p>◇ 設計をパターン化し、ハウスメーカー等への一括発注により安価な発注は可能ではないのか。</p> | <p>・ 千葉県建設工事指名業者選定基準の第3に、指名業者の選定が困難なときは、直近上位あるいは下位に格付けされたものを指名することができるという規定があり、A等級で実績のある業者が8社に満たなかったため(6社)、B等級からも指名(2社)しました。</p> <p>・ A等級です。</p> <p>・ 指名の条件ではありませんが、解体工事なので解体の専門業者が加入している解体工事業共同組合の中から選定しました。</p> <p>・ 交番や駐在所の建築費は、案内標識・無線設備・照明設備・備え付けロッカー等独自の設備費及び、外構工事、浄化槽設備費等も含んでいるため、一般住宅と比較した場合には高価となります。</p> <p>・ 交番などの基本図面は作っていますが、敷地は統一ではありませんので、収まらないところは調整する必要があります。ハウスメーカーへの相談は試みましたが、年間10件程度の新築であるため、コスト削減には繋がらず、メーカーは消極的でした。</p> |

| 意見・質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>7 随意契約 【7号トンネル付帯工事】</p> <p>◇ 7号トンネル付近での大雨で、起終点2mの余裕をとった箇所が崩落したとのことか。</p> <p>◇ 大雨の対策は適当であったのか。</p> <p>◇ 責任の範囲は処何か。</p> <p>◇ 25,000千円は、何処から支出したものか。</p> <p>◇ 今回は想定外で工事完成もありやむを得ないが、変更もあり得るか。</p> <p>◇ 予算の支出に問題は無いのか。</p> <p>その他 【総合評価落札方式について】</p> <p>◇ 評価値の算出根拠は何か。</p> <p>◇ 価格以外の評価について、企業の施工実績や工事成績評定はどういう基準で配点しているのか。</p> <p>◇ 価格以外の評価結果は公表しているか。</p> <p>◇ どういった点から、総合評価落札方式の採用を決めているのか。</p> | <p>・ 坑口とトンネル本体上部の崩落です。</p> <p>・ ブルーシートで対策していましたが、5月のこのような大雨は想定していませんでした。</p> <p>・ 災害に該当する雨量であり、責任は無いと考えています。</p> <p>・ 国の補助50%及び県負担50%の事業費で対応しました。</p> <p>・ 議会案件でもあり、早急な対応が必要でした。</p> <p>・ 特にありません。</p> <p>・ 技術評価点÷入札価格＝評価値です。</p> <p>・ 企業の施工実績については、国や県の工事で同種工事の実績がある場合に加点しています。工事成績評定は、評点〇〇点以上は△点といったように配点しています。</p> <p>・ 個々の評価結果については、公表していません。</p> <p>・ 今年度は、土木と舗装を対象工事としています。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|---|
| <p>◇ 評価点のうち、施工計画について満点20点と記載されているが、20点の内容はどういうもので採点されるのか。また結果には、0点と5点しかいないがどういうことか。</p> <p>◇ 施工計画が0点の業者は排除すべきではないのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ この案件では、安全対策と品質で10点ずつ、計20点としています。0点と5点については、発注者側から期待していた提案がされていなかったためです。 ・ 本案件は、指名競争入札だったので、排除はできませんでした。今後は減点するなど検討していきたいと思います。 |
| <p>【低入札価格調査について】</p> | |
| <p>◇ 期間中の公募型指名競争入札22件の内、低入札価格調査対象となった案件が7件もある。どういう原因からか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業者としては、ここで仕事をとりたい考えが強いことが考えられます。公共工事の実績も必要な点であること、また工場を休ませているより安くても稼動しておきたい点、橋梁談合の後、価格競争が起こっていることがあげられると思います。 |
| <p>◇ 沖縄で入札額が安すぎるということから、1番目と2番目に安い価格で入札した業者を排除したニュースがあったが、安くて認められないということより、積算がおかしいのではないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算の内容から判断しています。失格要件は実施要綱に定められており、国は各々資料の提出を義務付けています。 |

委員講評

- 入札金額、落札率が全体的に揃っている。作為的なものを感じてならない。談合情報があったときの対応について見直す必要があるのではないか。通報はおそらく内部関係者からがほとんどだろうし、通報も匿名がほとんどだと思われる。そもそも通報がある事自体に不自然なことがあるからだと感じる。
- 企業は1円でも高く売りたいという意識があるはず。工事は県民のお金であるということも考えてもらいたいと思う。
地域業者の育成も必要だと思うが、地域外の業者を入れる、又は指名業者数を増やす、設計は地域外業者で施工は地域業者など、改善できそうな点は改善していく必要はあると感じる。
- 電子入札について、ある程度のコストは仕方ないと思うが、談合防止に繋がるのが考えられ、入札制度の事務量軽減も考えられるので、適正な入札を進められるようなシステムを考えてもらいたい。
指名競争入札は、他の県の状況から考えても撤廃してしまってもいいのではと感じる。
- 入札について、改善できるものであれば何回も検討する必要がある。警察本部のハウスメーカーの件も、何回も調整、検討するなど努力する必要がある。
- 2千万円～3千万円の工事で1%程度の応札額の差は考えられない。それぞれ遵守すべき法令は守っているようだが、一般常識からすると解せない結果と思われる。工夫できるところは工夫し、改善していただきたい。
行政は一般企業より技術のことや、情報などが遅れている点もあるので、その情報をどう処理してチェックしていくか考える必要があると思われる。